

# 安全管理規程 (バス)

株式会社 中田運送

代表取締役 中田國博

## 安全管理規程（バス）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は（以下「本規程」という。）は、道路運送法(以下「法」という)の安全管理規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

#### （輸送の安全に関する基本的な方針）

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めるものとする。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表するものとする。

#### （輸送の安全に関する重点施策）

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全性に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 この規定における経営の責務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他必要な措置を講じる。
- (3) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (4) 輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切か否か絶えず確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関して事業所を統括し、指導監督を行うものとする。

3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統（安全統括管理者が病気等により不在となる場合および重大事故、災害等に対応する場合を含む。）は、社令に定めるところによる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第2条の6の規定に適合する取締役の中から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行う事が輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者の責務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、全社員に対し周知すること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ、必要に応じて、内部監査を行い、経営責任者に報告すること。
- (6) 社長等に対し、輸送の安全を確保するために必要な意見を述べる等改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実績およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長と現場の運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うものとする。
- 4 自動車事故報告規則(国土交通省令)に定める事故、災害等があった場合は、同規則の定めるところにより国土交通大臣へ必要な報告または届出を行うものとする。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材教育のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年1回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、速やかに内部監査を実施するものとする。
- 3 安全統括管理者は、前2項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営責任者に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方針を検討し、その結果を踏まえ是正措置または予防措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果および改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全に関する業務の改善に必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じるものとする。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第 17 条 安全規則第 2 条の 8 第 1 項の規定に基づき、毎年度、社外に対し公表すべき事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標およびその達成状況
- (3) 自動車事故報告規則（国土交通省令）第 2 条に規定する事故に関する統計
- (4) 安全管理規定
- (5) 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置
- (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- (7) 輸送の安全に関する教育および研修の実績状況
- (8) 輸送の安全に係る内部監査の結果およびそれに基づき講じた措置ならびに講じようとする措置
- (9) 安全統括管理者に係る情報

2 事故発生後における再発防止等行政処分後に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、その概要を速やかに社外に対し公表するものとする。

（輸送の安全に関する記録の管理）

第 18 条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営責任者に報告した是正措置または予防措置等についてはこれを記録し、3 年間保存しなければならない。

2 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

附則

この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施工する。